

令和8年2月26日  
東淀川区区長様

## 意見書

本会審議時間30分設定および部会同日開催の制度適合性について

### 1 意見提出の趣旨

令和5年11月開催分より、東淀川区区政会議において、本会審議時間を30分とする運用および本会と部会を同日に開催する運用が開始されました。

本意見書は、この運用が区政会議の運営の基本となる事項に関する条例および区政会議運営ガイドブックの趣旨および条文構造に適合しているかについて確認することを目的とします。

### 2 条例構造に基づく検討

#### (1) 第2条(定義)との関係

第2条は、区政会議を立案段階から意見を把握し適宜反映させること、および実績及び成果の評価に係る意見を聴くことを目的とする制度として定義しています。

本会審議時間が30分に限定される場合、施策説明・質疑応答・委員間討議・意見の整理を実質的に確保できるかが問われます。形式的開催にとどまる場合、第2条の制度目的が十分に充足されているとはいえません。

#### (2) 第3条(基本原則)との関係

第3条は、区政会議において立案段階から意見を把握し適宜反映させることを基本とすると規定しています。

本会を短時間化し、実質的討議を部会に依存する構造は、本会が区政運営の中心的討議機関として機能しているかという観点から検証が必要です。

#### (3) 第5条(意見聴取義務)との関係

第5条は主要施策・予算・評価について区長が区政会議で意見を求めることを義務付けています。

本会で十分な討議時間が確保されない場合、意見聴取が実質的に保障されているかが問題となります。

#### (4) 第10条(決議制度)との関係

第10条は、委員間の自発的議論に基づき定数の3分の2以上で決議がなされた場合、区長はこれを尊重し適切な措置を講ずるよう努めなければならないと規定しています。

本会が30分で終了する構造では、委員間討議・意見調整・合意形成が制度的に困難となり、第10条の実効性が確保されにくいと考えられます。

#### (5) 第7条・第11条との関係

第7条は公開原則、第11条は会議録公表義務を定めています。

本会短時間化および部会非公開中心の運用は、意見形成過程の可視性を低下させる可能性があります。

### 3 ガイドブックとの整合性

ガイドブックは、委員間の活発な議論の確保、意見形成過程の可視化、実質的討議時間の確保を基本としています。

本会30分という設定がこれらの趣旨に適合しているかについては、十分な検証と説明が必要です。

### 4 他区との比較

大阪市内の他区においては、本会を概ね90～120分程度確保し、本会と部会を別日開催する例が一般的です。

東淀川区の30分設定について合理性の根拠が求められます。

### 5 確認を求める事項

- ① 本会審議時間30分設定の検討経緯
- ② 他区との比較検討の有無
- ③ 条例各条との整合性検討の有無

④ ガイドブックとの整合性検討の有無

⑤ 当該検討に関する行政文書・決裁資料の有無

## 6 結語

本意見書は時間延長を直ちに求めるものではありません。

条例および運営指針に照らし、現行運用が制度目的を実質的に担保しているかについての明確な説明を求めます。

区政委員 光本陽子